

日本医療薬学会学術賞選考規程

第1条 日本医療薬学会は、医療薬学分野における優れた研究成果を表彰し、併せて今後の研究を推進・奨励するため、日本医療薬学会学術賞を制定する。

第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。

第3条 授賞対象者は、当該年に継続して5年以上の本会会員歴を有し、医療薬学分野で優れた研究業績を挙げ、医療薬学の発展に貢献した40歳以上の研究者とする。なお、年齢基準日は当該年の4月1日とする。

第4条 表彰は年1回、授賞は3名以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、奨励賞と合わせて6名以内まで授賞者を増やすことができる。

第5条 授賞候補者は、学術関連賞選考委員会が選考する。

第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。

第7条 受賞者の表彰は、学会賞表彰式において行う。

第8条 受賞者は、受賞年度に開催される年会において受賞講演を行う。また、受賞研究に関する総説論文を医療薬学誌又はJPHCS誌に投稿する。

第9条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。

附則 この規程は2025年11月1日より実施する。

制定	2019年10月 3日
	2020年 6月 1日
	2021年 7月27日
	2022年11月 1日
	2024年10月24日
	2025年10月29日